

藤沢市障がい児者一時預かり事業建物賃借料等補助金交付要綱

制定 平成22年12月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児者の一時預かり事業の利用希望者が増大する中で、障がい児者とその家族の福祉の向上を図ることを目的として、利用者にとって利便性の高い湘南C-X内に建物を賃借して一時預かり事業を行う社会福祉法人に対して、その建物の賃借に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤沢市社会福祉法人助成に関する条例(昭和44年藤沢市条例第28号。以下条例という。)及び藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時預かり事業 家庭において支援を受けることが一時的に困難となった障がい児者について、施設その他の場所において、日中一時的に預かり、必要な支援を行う事業をいう。
- (2) 建物賃借料等 一時預かり事業を行うために賃借する建物に係る賃借料及び共益費並びに消費税(事業開始前の内装工事期間及び開設準備期間に係る経費も含む。)をいい、敷金、礼金及び更新料は除く。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、市長が必要と認める一時預かり事業を、湘南C-X内に建物を賃借して行う社会福祉法人とする。

(補助の対象経費)

第4条 補助の対象経費は、一時預かり事業を行う建物に係る建物賃借料等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、その年度に係る、建物賃借料等の月額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額とする。

(申請書の提出期限)

第6条 規則第3条のただし書きによる補助金交付申請書（第1号様式）及び収支予算書（第2号様式）は、毎年度事業開始日までに市長に提出しなければならない。ただし、新規の申請にあたっては、建物賃借料等の支払い義務が生じることとなる月の前月の初日までに行うものとする。

（事業の実施期間）

第7条 この事業の実施期間は、平成22年度から平成37年度までの16年間とする。

（補助金交付の申請手続き）

第8条 規則第3条第2項に定めるその他市長が必要と認めた書類は、次の各号に定める書類とする。

- （1）事業計画書
- （2）建物賃貸借契約書の写し
- （3）位置図（辻堂駅改札口から事業所までの直線距離を明記したもの）
- （4）建物平面図
- （5）申請前3月以内発行の直近年度に係る市税の納税証明書

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第10条 規則第7条のただし書きにより補助金は四半期ごとに交付するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を交付を受ける期日前までに市長に提出しなければならない。

（事業の計画変更）

第11条 補助金の交付を受けて事業を行うもの（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについては、事業計画変更承認通知書（第5号様式）により、不適当と認めるものは書面により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(届出事務)

第12条 交付決定者は、事業を完了したときにあっては、事業完了届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第13条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、建物賃貸借契約終了後5年間保管整備しておかなければならない。

(補助金の返還)

第14条 規則第10条の規定に基づき、本要綱の規定又は交付決定の際に付した指示若しくは条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市障がい児者一時預かり事業建物賃料等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この要綱による補助金については、平成22年12月1日以後に借用した建物に係る建物賃借料等から補助の対象とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成38年3月31日を限りにその効力を失う。

附 則（平成28年6月30日）

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第9条に基づく補助金の交付の決定を受けている者がこの要綱の施行後に第11条に基づき事業の計画変更申請をした場合の補助金の額は、改正前の藤沢市障がい児者一時預かり事業建物賃貸借料等補助金交付要綱第5条の規定により算出した額に12分の3を乗じた額に、改正後の第5条の規定により算出した額に12分の9を乗じた額を加えた額とする。

附 則（平成31年3月11日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和４年４月１日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。